

## 令和6年度島根県単独パンフレット制作補助金交付要綱

### (事業の目的)

第1条 この事業は、島根県を目的地とする個人型旅行商品のパンフレットを制作する際の制作費を予算の範囲内で補助することにより、島根県への旅行商品造成を推進するとともに、観光客の誘致を拡大することを目的とする。

### (交付対象者)

第2条 旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社とする。

### (交付要件)

第3条 対象とするパンフレットは、以下の要件をすべて満たす個人向け「募集型企画旅行商品」のパンフレットとする。

- (1) 旅行商品のパンフレットにおける島根県の露出が90%以上であること。
- (2) 島根県内の宿泊施設に1泊以上宿泊するもの。
- (3) 以下のいずれかの条件を満たしていること。
  - ①「美肌県」のカセットをパンフレットに掲載すること。
  - ②FDAの出雲空港発着便の利用促進につながる旅行商品であること。
  - ③ANAの萩・石見空港発着便の利用促進につながる旅行商品であること。
- (4) 旅行実施期間に令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間のいずれかの日を含むもの。
- (5) 要した経費が確認できる制作会社からの請求書等の写しをエビデンスとして提出すること。
- (6) 令和6年3月31日までに完成(納品)するもの。
- (7) 第4条に規定する補助対象経費について、島根県、石見観光振興協議会から別途補助を受けていないこと。

### (補助対象経費、補助金額及び補助限度額)

第4条 パンフレットの制作費に対する補助金額は、旅行商品のパンフレット印刷経費及びデジタルパンフレット制作経費の2分の1以内とし、上限額は60万円とする。

### (交付の申請)

第5条 補助を受けようとする者は、事前に公益社団法人島根県観光連盟会長(以下、「会長」という。)にパンフレットの制作費を証明する制作会社の見積書の写しを添付の上、補助金交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

### (交付の決定)

第6条 会長は、前条による申請があったときは内容を審査し、交付を決定することとしたときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請を行った者(以下、「交付決定者」という。)に通知する。

(変更交付申請)

第7条 交付決定者は、前条の交付決定後に事業の内容を変更する場合又は中止する場合は、補助金変更交付申請書(様式第3号)を提出し、会長の承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の補助金変更交付申請書が提出された場合において、変更を承認するときは、補助金変更交付決定通知書(様式第2号を準用)により通知する。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、パンフレットを作成した日から起算して30日以内(ただし、パンフレットを作成した日が令和6年3月2日以降の場合は令和6年3月31日まで)に下記の書類を添付の上、補助金実績報告書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

(1) 制作したパンフレット2部(デジタルパンフレットの場合は画面のコピー)

(2) 制作会社からの納品書又は請求書の写し

(補助金の確定)

第9条 会長は前条に基づく実績報告書の提出があった場合には、必要な検査を行い、その報告にかかる事業の実施結果が適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第10条 補助金の支払いは、精算払いとする。

2 会長は前条の額の確定通知後、交付決定者から支払い請求書(様式第6号)を受理したときは、その日から30日以内に支払うものとする。

(送客実績報告)

第11条 交付決定者は、旅行実施期間終了後30日以内に送客実績報告書(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

(帳簿等の保存)

第12条 交付決定者は、当該補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付等に関して必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月21日から施行する。